

【参考3】

## 労働安全衛生法のSDSの記載内容と課題

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

# 1 SDSの記載内容に関する規定等

## 1-1 安衛法令上の記載事項とJISで規定する記載事項の対照

- ①労働安全衛生法令でSDS交付等により、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない事項  
 ②日本産業規格（JIS）Z7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS））で規定されている記載事項は、それぞれ以下のとおり。

労働安全衛生法令		JIS Z7253 : 2019
事項	JISとの対応関係	項目
<b>法第57条の2第1項</b>		
一 名称	1	1 化学品及び会社情報 2 危険有害性の要約 3 組成及び成分情報
二 成分及びその含有量	3	4 応急措置 5 火災時の措置 6 漏出時の措置
三 物理的及び化学的性質	9	7 取扱い及び保管上の注意 8 ばく露防止及び保護措置 9 物理的及び化学的性質
四 人体に及ぼす作用	11	10 安定性及び反応性 11 有害性情報 12 環境影響情報
五 貯蔵又は取扱い上の注意	7, 8, 13, 14	13 廃棄上の注意 14 輸送上の注意 15 適用法令
六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置	4, 5, 6	16 その他の情報
七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項	—	
<b>安衛則第34条の2の4</b>		
一 法第57条の2第1項の規定による通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号	1	
二 危険性又は有害性の要約	2	
三 安定性及び反応性	10	
四 想定される用途及び当該用途における使用上の注意 (令和6年4月1日施行)	1	
五 適用される法令	15	
六 その他参考となる事項	16	

# 1 SDSの記載内容に関する規定等

## 1-2 安衛法令上の記載事項とJISで規定する記載事項（主要な項目）（1）

安衛法令上の記載事項とJIS Z7253（2019）の記載事項の主な項目の概要は以下のとおり。

主な事項※（ ）内はJISの項目	留意事項通達（※1）	JIS Z7253：2019 附属書D
<b>成分及びその含有量 （組成及び成分情報）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>通知対象物質が裾切値以上含有される場合、当該通知対象物質の名称と含有量を記載</b>する。</li> <li>・ CAS番号及び別名についても記載が望ましい。</li> <li>・ <b>通知対象物質以外の化学物質の成分の名称及びその含有量</b>についても記載が望ましい。</li> <li>・ <b>成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合の含有量の通知方法は安衛則第34条の2の6第2項の規定によることができる。</b></li> <li>・ 製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、<b>濃度範囲による記載も可能</b>。（令和4年5月31日付け基発0531第9号）</li> <li>・ 重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったと見なす。（平成12年3月24日付け基発第162号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学品が化学物質か混合物かを記載する。</li> <li>・ 化学物質の場合は化学名又は一般名を記載する。特定できる一般的な番号及び慣用名又は別名がある場合は記載が望ましい。</li> <li>・ GHS分類の結果危険有害性があると判断した化学物質について、<b>GHS分類に寄与する成分が全ての不純物及び安定化添加物を含め、分類基準となる濃度（濃度限界）以上含有する場合は、化学物質の名称及び濃度又は濃度範囲の記載が望ましい。</b></li> <li>・ 混合物の場合、<b>組成の全部を記載する必要はない。</b></li> <li>・ 混合物でGHS分類の結果、<b>危険有害性があると判断し、かつ、濃度限界以上含有する場合は、分類根拠となった成分の化学名又は一般名及び濃度又は濃度範囲の記載が望ましい。</b></li> <li>・ 以下の場合には<b>当該成分のGHS分類区分及び濃度又は濃度範囲を記載</b>する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>a <b>呼吸器感作性物質成分又は皮膚感作性物質成分が、質量分率0.1%以上の濃度</b>で混合物中に存在する場合</li> <li>b <b>区分2の発がん性物質成分が、質量分率0.1%以上の濃度</b>で混合物中に存在する場合</li> <li>c <b>区分1及び2の生殖毒性物質成分</b>又は授乳に対する又は授乳を介した影響のための追加区分に分類する成分が、<b>質量分率0.1%以上の濃度</b>で混合物中に存在する場合</li> <li>d <b>区分2の特定標的臓器毒性物質成分（単回及び反復ばく露）が、質量分率1.0%以上の濃度</b>で混合物中に存在する場合</li> </ul> </li> <li>・ <b>国内法令で情報伝達が求められている場合はこの限りではない。</b></li> </ul>

※1 平成18年10月20日付け基安化発第1020001号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（最終改正：令和6年1月9日）

# 1 SDSの記載内容に関する規定等

## 1 - 2 安衛法令上の記載事項とJISで規定する記載事項（主要な項目）（2）

主な事項 ※（ ）内はJISの項目	留意事項通達	JIS Z7253 : 2019 附属書D
<b>人体に及ぼす作用 （有害性情報）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質等の有害性を示すこと</li> <li>・ 取扱者が化学物質等に接触した場合に生じる健康への影響について、簡明かつ包括的な説明を記載する。以下の項目の情報を記載する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 急性毒性</li> <li>イ 皮膚腐食性・刺激性</li> <li>ウ 眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性</li> <li>エ 呼吸器感作性又は皮膚感作性</li> <li>オ 生殖細胞変異原性</li> <li>カ 発がん性</li> <li>キ 生殖毒性</li> <li>ク 特定標的臓器毒性－単回ばく露</li> <li>ケ 特定標的毒性－反復ばく露</li> <li>コ 誤えん有害性</li> </ul> </li> <li>・ ばく露直後の影響と遅発性の影響をばく露経路ごとに区別し、毒性の数値的尺度を含めることが望ましい。</li> <li>・ <u>混合物全体として有害性の試験がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての有害性を物質ごとに記載することで差し支えない。</u></li> <li>・ GHS分類の結果、分類の判断を行うのに十分な情報が得られなかった場合、分類対象とならない場合（液体について固体の危険有害性クラスなど）、いずれの危険有害性区分にも該当しない場合には、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な健康（毒性学的）影響について、危険有害性項目ごとに簡明かつ完全に包括的な説明と、その影響を特定するために利用したデータを記載する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 急性毒性</li> <li>－ 皮膚腐食性／刺激性</li> <li>－ 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性</li> <li>－ 呼吸器感作性又は皮膚感作性</li> <li>－ 生殖細胞変異原性</li> <li>－ 発がん性</li> <li>－ 生殖毒性</li> <li>－ 特定標的臓器毒性（単回ばく露）</li> <li>－ 特定標的毒性（反復ばく露）</li> <li>－ 誤えん有害性</li> </ul> </li> <li>これらの危険有害性項目は常に記載する。</li> <li>・ 体細胞を用いるin vivo遺伝毒性試験又はin vitro変異原性試験データを記載する場合、生殖細胞変異原性の小項目に記載する。さらに発がん性の小項目に記載してもよい。</li> <li>・ 生じる影響には吸入、経口摂取などのばく露経路を記載する。</li> <li>・ 毒性の数値的尺度（急性毒性推定値など）、物理的、化学的及び毒性学的特性に関係する症状を、そのばく露条件（用量又は濃度、期間）と共に提供することが望ましい。</li> <li>・ 必要に応じて、単回又は反復ばく露により生じる急性影響と遅延性影響を記載する。</li> <li>・ 危険有害性データが入手できない場合又は分類判定基準に合致しない場合はその旨を記載する。</li> <li>・ <u>混合物の場合、上記各有害性クラスについて、混合物としての毒性情報とGHS分類を記載する。</u></li> <li>・ <u>混合物全体として試験されていない場合、評価するにたる情報が得られない場合、成分の毒性情報とGHS分類を記載する。</u></li> <li>・ <u>混合物としての分類には、GHSの混合物分類方法を使用する。</u></li> <li>・ 情報が得られない場合等はその旨を記載する。</li> </ul>

# 1 SDSの記載内容に関する規定等

## 1 - 2 安衛法令上の記載事項とJISで規定する記載事項（主要な項目）（3）

主な事項※（ ）内はJISの項目	留意事項通達	JIS Z7253 : 2019 附属書D
<p>貯蔵又は取扱い上の注意            （取扱い及び保管上の注意）            （ばく露防止及び保護措置）            （廃棄上の注意）            （輸送上の注意）</p>	<p>・ 次の事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 適切な保管条件、避けるべき保管条件等</li> <li>② 混合接触させてはならない化学物質等との分離を含めた取扱い上の注意</li> <li>③ <b>管理濃度、濃度基準値、許容濃度等</b></li> <li>④ 密閉措置、局所排気装置等の設備対策</li> <li>⑤ <b>保護具の使用（想定される用途での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を必ず記載する）</b></li> <li>⑥ 廃棄上の注意及び輸送上の注意</li> </ol>	<p><b>【取扱い及び保管上の注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取扱者のばく露防止、火災、爆発の防止などの適切な技術的対策、局所排気、全体換気、エアロゾル・粉じんの発生防止などの安全取扱注意事項を記載する。</li> <li>・ 化学品の性質を変えることで新たなリスクを生む取扱い方法がある場合は合理的に予見可能な範囲で記載する。</li> <li>・ 混合接触させてはならない化学物質との接触回避など特別な安全取扱注意事項を含める。</li> <li>・ <b>必要に応じて適切な衛生対策の明示が望ましい。</b></li> <li>・ 適切な技術的対策及び混触禁止物質との分離を含めて、保管条件（適切な保管条件及び避けるべき保管条件）を記載する。</li> <li>・ 特に、安全な容器包装材料（推奨材料及び不適切材料）の情報を含む。</li> </ul> <p><b>【ばく露防止及び保護措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ばく露限界値、生物学的指標などの許容濃度、及び可能な限りばく露軽減のための設備対策の記載が望ましい。</b></li> <li>・ 許容濃度は可能な限り日付・出典の明示が望ましい。</li> <li>・ 推奨する測定方法及び出典の情報も併せて提供する。</li> <li>・ <b>適切な保護具を推奨しなければならない。</b></li> <li>・ <b>保護具の種類、特別に指定する材料などの記載が望ましい。</b></li> <li>・ 多量、高濃度、高温、高圧力などの特殊な条件下でだけ危険有害性を生じる化学品については、これらの状況に対する特別な注意事項の記載が望ましい。</li> </ul> <p><b>【廃棄上の注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全かつ環境上望ましい廃棄又はリサイクルに関する情報を含める。</li> <li>・ 地域の廃棄規制に注意を促すことが望ましい。</li> </ul> <p><b>【輸送上の注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸送に関する国際規制の情報を含める。</li> <li>・ 国内規制がある場合にはその情報を記載する。</li> </ul>

# 1 SDSの記載内容に関する規定等

## 1 - 2 安衛法令上の記載事項とJISで規定する記載事項（主要な項目）（4）

主な事項※（ ）内はJISの項目	留意事項通達	JIS Z7253 : 2019 附属書D
流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置 (応急措置) (火災時の措置) (漏出時の措置)	・ 次の事項を記載する。 ① 吸入した場合、皮膚に付着した場合、眼に入った場合又は飲み込んだ場合に取りべき措置等 ② 火災の際に使用するのに適切な消火剤又は使用してはならない消火剤 ③ 事故が発生した際の退避措置、立ち入り禁止措置、保護具の使用等 ④ 漏出した化学物質等の回収、中和、封じ込め及び浄化の方法並びに使用する機材	【応急措置】 ・ 取るべき応急措置を記載する。 ・ 絶対避けるべき行動がある場合はそれを記載する。 ・ 情報は、吸入した場合、皮膚に付着した場合、眼に入った場合及び飲み込んだ場合に分けて記載する。 ・ 予想できる急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状に関する簡潔な情報の記載が望ましい。 ・ 必要な場合、応急措置をする者の保護に必要な注意事項、及び／又は医師に対する特別な注意事項を記載してもよい。 【火災時の措置】 ・ 適切な消火剤、使ってはならない消火剤を記載する。 ・ 火災時特有の危険有害性、消火活動時遵守しなければならない全ての予防措置についての助言の記載が望ましい。 【漏出時の措置】 ・ 次の情報を含める。 － 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 － 環境に対する注意事項 － 封じ込め、回収、中和など浄化の方法及び機材、通常の廃棄方法と異なる廃棄方法がある場合の廃棄方法 ・ 二次災害の防止策を含めることが望ましい。

# 1 SDSの記載内容に関する規定等

## 1 - 2 安衛法令上の記載事項とJISで規定する記載事項（主要な項目）（5）

主な事項※（ ）内はJISの項目	留意事項通達	JIS Z7253 : 2019 附属書D
<b>危険性又は有害性の要約</b> （危険有害性の要約）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GHS分類の結果に基づき、GHS附属書3又はJISZ7253附属書Aにより割り当てられた<b>絵表示と文言を記載</b>する。</li> <li>・ <b>混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての危険性又は有害性を、物質ごとに記載</b>することで差し支えない。</li> <li>・ GHS分類の結果、「分類できない」又は「区分に該当しない」に該当する場合にはその旨の記載が望ましい。</li> <li>・ 標章は白黒の図でも差し支えない。標章を構成する画像要素（シンボル）の名称（ドクロ等）をもって当該標章に代えても差し支えない。</li> <li>・ 粉じん爆発危険性等の危険性又は有害性についても記載することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ GHS分類及びGHSラベル要素（<b>絵表示又はシンボル、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書き</b>）を記載する。</li> <li>・ 絵表示は白黒で記載してもよい。代わりにシンボルの名称（どくろなど）を記載してもよい。</li> <li>・ GHS分類に該当しない化学品の全般的な危険有害性に結びつく他の危険有害性（粉じん爆発危険性など）についても記載が望ましい。</li> <li>・ 重要な徴候及び想定される非常事態の概要を示してもよい。</li> </ul>
<b>想定される用途及び当該用途における使用上の注意</b> （化学品及び会社情報）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JISZ7253における<b>化学品の推奨用途及び使用上の制限に相当する内容を記載</b>する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>化学品の推奨用途の記載が望ましい。</b></li> <li>・ <b>使用上の制限</b>について、安全の観点から、<b>可能な限り記載</b>が望ましい。</li> </ul>
<b>適用される法令</b> （適用法令）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質等に適用される法令の名称を記載するとともに、<b>当該法令に基づく規制に関する情報を記載</b>する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法</b>に該当する場合には、化学品の名称と共に<b>該当法令の名称及びその法令に基づく規制情報を記載</b>する。</li> <li>・ その他の適用される国内法令及び規制情報を化学品の名称と共に含めることが望ましい。</li> </ul>

# 2 国によるモデルSDSの例

厚生労働省ではモデルSDSを作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している。  
 (GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報: [https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx))

The screenshot shows the homepage of the Japanese Model SDS website. It features a search bar for GHS-compliant labels and SDS information. The search criteria include:
 

- Chemical name (Japanese)
- Chemical name (English)
- Chemical formula
- CAS number
- Applicable regulation

 The page also includes navigation links for home, contact, and site map, as well as sections for labor accident statistics, labor accident cases, various materials/tools, and chemical substances.

The screenshot shows the English Model SDS for Formaldehyde (ホルムアルデヒド). It includes the following information:
 

- 1. 化学品及び会社情報:** Chemical name (ホルムアルデヒド), CAS number (R04-0-056-JN10SH), and manufacturer (OYO Co., Ltd.).
- 2. 危険有害性の要約:** Summary of hazard information including GHS classification (Flammable gas, Irritant), hazard statements (e.g., "May be fatal if inhaled", "Irritating to the respiratory tract"), and precautionary statements (e.g., "Keep away from heat, open flames, and fire").
- 3. 安全データシート (SDS):** Detailed hazard information, including physical and chemical properties, stability and reactivity, toxicological information, and environmental information.

 The SDS also features hazard pictograms (flame, health hazard, and environment) and a list of safety instructions.



# 3 化学物質等管理のあり方検討会報告書の提言

## 3-1 あり方検報告書におけるSDS記載内容に関する提言

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日）（以下「あり方検討会報告書」という。）におけるSDS記載内容に関する提言は以下のとおり。

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日）抜粋

### 3 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討結果

#### (3) 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

##### イ SDS記載内容、交付方法等の見直し

##### (ア) SDSの記載項目の追加と見直し

労働安全衛生法第57条の2の規定に基づきSDSに記載すべき項目として、**「推奨用途と使用上の制限」を追加**する。なお、この項目には、当該化学物質を譲渡又は提供する時点で想定しているものを記載すれば足り、譲渡又は提供相手の使用方法等を網羅的に把握することを求めるものではない。

また、「貯蔵又は取扱い上の注意」としてSDSに記載することが必須となっている**「保護具の使用」に関する情報**について、**当該物質を「推奨用途」での使用において吸入又は接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を記載しなければならないこととする。**

現在**10%刻みでの記載を容認している含有量の記載方法も見直し、重量パーセントそのものを記載しなければならないこととする。**

SDSに記載すべき項目のうち、**成分（化学物質の名称）及びその含有量**について、当該情報が**営業上の秘密に当たる場合**は、その旨をSDSに明記した上で、当該成分及びその含有量に係る記載を**省略することができるように見直す**。ただし、**特化則等の適用対象物質については省略を認めず、ばく露限界値（仮称）が設定されている物質**については、**成分名の省略は認めないこととする**。なお、いずれの場合においても、危険性・有害性に関する情報をはじめとする残余の情報は省略できないことに留意する必要がある。

# 3 化学物質等管理のあり方検討会報告書の提言

## 3-2 (参考) 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

今後の職場における化学物質管理等の在り方について、**学識経験者、使用者団体、労働組合等の幅広い関係者を参集し、約2年間の検討**を経て報告書をまとめた。この報告書を踏まえて**新たな化学物質規制の改正**が行われた。

### 1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾病は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、オルトトルイジンによる膀胱がん事案、MOCAによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート（SDS）交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACH（Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals）という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、**化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し**、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとした。

### 2 参集者 ※役職は、報告書とりまとめ当時のもの。

#### 《本検討会》

明石 祐二	(一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
尾崎 智	(一社)日本化学工業協会常務理事 (第14回検討会～)
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高橋 義和	U Aゼンセン労働条件局部長
中澤 善美	全国中小企業団体中央会参与
永松 茂樹	(一社)日本化学工業協会常務理事 (～第13回検討会)
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
宮腰 雅仁	JEC連合副事務局長

#### 《リスク評価ワーキンググループ》

植垣 隆浩	三菱ケミカル(株)プロダクトスチュワードシップ・品質保証 本部化学品管理部長
梅田 真一	(一社)日本化学工業協会化学品管理部兼環境安全部部长
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
甲田 茂樹	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
村田麻里子	製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター次長
山岸 新一	JFEスチール(株)安全健康部主任部員(副部長)
山口 忍	DIC(株)レシポンシブルケア部化学物質情報管理グループ マネージャー

### 3 開催状況

本検討会は令和元年9月2日～令和3年7月14日まで15回、ワーキンググループは令和2年10月20日～令和3年4月26日まで5回開催

# 4 あり方検討会報告書等を踏まえた対応

## 4 - 1 「推奨用途と使用上の制限」に関する省令改正の概要

あり方検討会報告書の提言を踏まえ、SDS交付等により相手方に通知しなければならない事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」を追加する省令改正を行っている（令和4年厚生労働省令第91号。令和4年5月31日公布）。

改正後	改正前
(安衛則第34条の2の4) 一 法第57条の2第1項の規定による通知を行う者の氏名 （法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号 二 危険性又は有害性の要約 三 安定性及び反応性 <u>四 想定される用途及び当該用途における使用上の注意</u> 五 適用される法令 六 その他参考となる事項	(安衛則第34条の2の4) 一 法第57条の2第1項の規定による通知を行う者の氏名 （法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号 二 危険性又は有害性の要約 三 安定性及び反応性 <u>(新設)</u> <u>四 適用される法令</u> 五 その他参考となる事項

「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」に関して、留意事項通達記のⅡの第1の10において、「JIS Z7253：2019附属書D「D. 2項目1－化学品及び会社情報」の項目において記載が望ましいとされている**化学品の推奨用途及び使用上の制限に相当する内容を記載**すること。」とされている。

JIS Z7253：2019 附属書D 抜粋

D.2 項目1－化学品及び会社情報

(略) 必要な場合には、化学品の推奨用途を記載することが望ましい。また、使用上の制限について、安全の観点から可能な限り記載するのが望ましい。

# 4 あり方検討会報告書等を踏まえた対応

## 4-2 保護具の種類及び適用法令の記載内容の明確化

**留意事項通達**（平成18年10月20日付け基安化発第1020001号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」）を**改正**し、SDSに記載する**保護具の種類及び適用法令の記載内容の明確化**を図っている。

### ○保護具の種類記載の明確化（令和4年5月31日付け基安化発0531第1号により改正）

改正後	改正前
<p>5 貯蔵又は取扱い上の注意（法第57条の2第1項第5号関係）次の事項を記載すること。このうち、(5)については、<b>想定される用途での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を必ず記載すること。</b></p> <p>(1)～(4)（略） (5) 保護具の使用 (6)（略）</p>	<p>5 貯蔵又は取扱い上の注意（法第57条の2第1項第5号関係）次の事項を記載すること。</p> <p>(1)～(4)（略） (5) 保護具の使用 (6)（略）</p>

### ○適用法令の記載の明確化（令和6年1月9日付け基安化発0109第1号により改正）

改正後	改正前
<p>11 適用される法令（則第34条の2の4第4号（令和6年4月1日以降は第5号）関係） 化学物質等に適用される法令の名称を記載するとともに、当該法令に基づく規制に関する情報を記載すること。<b>労働安全衛生法関係法令における適用法令としては、令第18条（表示対象物）及び令第18条の2（通知対象物）のほか、令別表第1（危険物）、令別表第3（特定化学物質、製造許可物質）、令別表第6の2（有機溶剤）、鉛則（鉛及び令別表第4第6号に規定する鉛化合物）、四アルキル鉛則（令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛）、則第577条の2（がん原性物質）、則第594条の2（皮膚等障害化学物質等）等を記載すること。</b></p>	<p>11 適用される法令（則第34条の2の4第4号（令和6年4月1日以降は第5号）関係） 化学物質等に適用される法令の名称を記載するとともに、当該法令に基づく規制に関する情報を記載すること。</p>

# 4 あり方検討会報告書等を踏まえた対応

## 4 - 3 「含有量の通知」に関する省令改正の概要

- あり方検討会報告書の提言を踏まえ、「成分及びその含有量」における、成分の**含有量の記載**について、**原則として重量パーセント**で記載することとする省令改正を行っている（令和4年厚生労働省令第91号。令和4年5月31日公布）。
  - ※ 製品により、**含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能**。また、**重量パーセントへの換算方法を明記**していれば**重量パーセントによる表記を行ったものとみなされる**。
- また、成分の**含有量が営業上の秘密に該当**する場合に、**営業上の秘密を保持しつつ必要な情報を通知**するための**通知方法について追加の規定**を設けた（令和5年厚生労働省令第70号。令和5年4月24日公布）。

営業上の秘密に該当する場合の成分の含有量の通知の特例

**特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則の対象物質以外の物**であって、**成分の含有量について重量パーセントの通知**をすることにより**事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるもの**については、**その旨を明らかにした上で、重量パーセントの通知を、10パーセント刻みの範囲をもって行うことができる**。

この場合において、**譲渡・提供する相手方の事業者から求めがあるとき**には、**成分の含有量に係る秘密が保全されること**を条件に、当該相手方の事業場における**リスクアセスメントの実施に必要な範囲内**において、**当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知**しなければならない。

## 4 - 4 営業上の秘密を有する成分名の非開示

あり方検討会報告書の提言のうち、**営業上の秘密**を有する**成分名の非開示**が**法令上措置されていない**状況であり、どのように措置するのかが課題となっている。